

# 中日本高速道路株式会社 第21回定時株主総会

## 参考書類

日 時：令和8年6月24日（水） 午後3時開会

場 所：中日本高速道路株式会社 5階会議室

### 【議 題】

#### 報告事項

- ・第21期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、  
計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類等の  
監査結果報告の件

#### 決議事項

- |       |                  |
|-------|------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件         |
| 第2号議案 | 取締役7名の選任の件       |
| 第3号議案 | 監査役4名の選任の件       |
| 第4号議案 | 退任役員に対する慰労金の贈呈の件 |

# 第 21 期 報 告 書

2025 年 4 月 1 日から  
2026 年 3 月 31 日まで

事業報告	P 1
計算書類	P 2 9
貸借対照表	
損益計算書	
株主資本等変動計算書	
個別注記表	
連結計算書類	P 4 0
連結貸借対照表	
連結損益計算書	
連結株主資本等変動計算書	
連結注記表	
会計監査人監査報告書謄本	P 5 6
監査役会監査報告書謄本	P 6 0

中日本高速道路株式会社

# 事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復傾向が続きました。また、個人消費や民間企業設備投資等国内需要も持ち直しています。しかしながら、中東情勢の影響や金融資本市場変動の影響、米国の通商政策をめぐる動向等、景気の下振れリスクに留意する必要があります。

その一方で、高速道路ネットワークの早期整備、計画的な老朽化対策の推進、災害に対する強靱性・対応力の強化、地域振興の核となるサービスエリアの展開など、当社グループが果たすべき社会的使命は、より一層重要なものとなっています。

このような中、「経営計画チャレンジV 2021-2025」の最終年度を迎え、経営方針に掲げた「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」、「高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化」、「デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦」、「お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化」に基づく取組みを進めました。さらに、高速道路の機能強化や自動運転等のイノベーションに対応した高速道路の進化等を定めた「高速道路における安全・安心実施計画」に基づき、高速道路の安全性や信頼性、使いやすさの向上に取り組んでいます。

「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」については、2012年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を受けて策定した「安全性向上に向けた取組み」、「安全性向上3カ年計画」の成果を踏まえた「安全性向上への5つの取組み方針」に基づき、当社グループ一体となって「安全を最優先とする企業文化の醸成」、「安全活動の推進」、「安全を支える人財の育成」、「道路構造物等の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善」、「安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進」に取り組んでいます。

「高速道路の機能強化と広くお客さまに利用される高速道路空間への進化」については、新東名高速道路等のネットワーク整備やスマートインターチェンジの整備、渋滞対策、高速道路リニューアルプロジェクトによる老朽化対策、耐震補強対策、豪雨や豪雪など激甚化かつ頻発化する自然災害への対応強化等の取組みを計画的に進めています。加えて、東海北陸自動車道をはじめとする暫定2車線区間の4車線化、新名神高速道路の6車線化、ダブル連結トラックなど高速トラック輸送の効率化に向けた駐車マスや中継輸送拠点等の環境整備に取り組む、高速道路の更なる機能強化を図るとともに、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めています。また、駐車マスの拡充、計画的なリニューアル、多様なニーズにお応えするサービスの提供等による休憩施設の快適性と利便性の向上、地域間交流の促進や地域活性化が期待される企画割引の充実等、より広くお客さまに利用される高速道路空間への進化にも取り組んでいます。

「デジタル化や脱炭素化などの環境変化に適応した新たな価値創造への挑戦」については、次世代の高速道路空間を創造する「i-MOVEMENT(アイムーブメント)」や建設現場の生産性を向上させる「i-Construction(アイコンストラクション)」、完全自動運転(レベル4)の実現のための路車間協調設備の構築など、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進していくとともに、その実現に向けた革新的な技術開発や高度な専門性を有する人財育成にも積極的に取り組んでいます。加えて、高速道路ネットワークの整備をはじめとする当社グループのあらゆる事業活動を通じて、地球温暖化の抑制に寄与するCO<sub>2</sub>排出量の削減等に着実に取り組んでいます。

「お客さまをはじめとするステークホルダーの期待に応え続けるための経営基盤の強化」については、環境変化への感度が高く強い現場力を持つ人財の育成やリモートワーク環境等のデジタル技術の一層の活用、在宅勤務をはじめとする多様で柔軟な働き方が可能となる制度や職場環境の整備、健康経営の推進など、生産性向上や働き方改革に資する取組みを進めています。加えて、効率的な事業運営のもと、将来に向けた効果的な投資を行うことで、新たなサービスの提供や質の向上に努めています。

また、2026年度からの次期5か年に向けて、2025年度までの取組みや当社グループを取り巻く環境変化も踏まえ、「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」、「安全・安心で利便性・快適性の高い高速道路空間の提供」、「お客さまや地域、社会の課題に応える新たな価値創造」、「脱炭素化をはじめとする環境保全への貢献」、「エンゲージメントの向上」、「持続的成長を支える経営基盤の強化」の6点を経営方針に掲げた「経営計画チャレンジV 2026-2030」を策定しました。

引き続き、お客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう、「経営計画チャレンジV 2026-2030」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を決して忘れることなく、ご遺族の皆さまや被害に遭われた皆さまに真摯に対応してまいります。

当期における当社グループの業績は、営業収益が1,241,619百万円(前期比16.2%増)、営業利益が195百万円(前期比89.7%減)、経常利益が2,347百万円(前期比26.2%減)、親会社株主に帰属する当期純損失が260百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益9百万円)となりました。

次に、当社の個別の業績は、営業収益が1,215,301百万円(前期比16.6%増)、営業損失が4,559百万円(前期は営業損失4,696百万円)となりました。このうち、高速道路事業営業損失は7,112百万円、関連事業営業利益は2,553百万円となりました。また、経常損失が714百万円(前期は経常損失2,204百万円)、当期純損失が2,028百万円(前期は当期純損失2,571百万円)となりました。

営業収益の増加は、東海環状自動車道山県インターチェンジ～大野神戸インターチェンジ間の開通等に伴い道路資産完成高が増加したことによるものです。なお、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号。以下「特措法」という。)第51条第2項から第4項までの規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「高速道路機構」という。)に帰属する道路資産は、道路資産完成原価と同額を道路資産完成高として計上するため、損益に影響しません。

当連結会計年度における通行料金収入は 705,449 百万円(前期比 2.7%増)でした。

事業別の状況は、次のとおりです。

#### (建設事業)

当連結会計年度においては、東海環状自動車道山県インターチェンジ～本巣インターチェンジ間の約 12km を 2025 年 4 月 6 日に、本巣インターチェンジ～大野神戸インターチェンジ間の約 7km を 2025 年 8 月 30 日に開通させました。

当連結会計年度において推進した建設事業としては、新東名高速道路新秦野インターチェンジ～新御殿場インターチェンジ間、東京外かく環状道路中央ジャンクション(仮称)～東名ジャンクション(仮称)間及び東海環状自動車道養老インターチェンジ～いなべインターチェンジ間の新設事業、新名神高速道路亀山西ジャンクション～甲賀土山インターチェンジ間の6車線化事業並びに東海北陸自動車道飛騨清見インターチェンジ～南砺スマートインターチェンジ間、東海環状自動車道土岐ジャンクション～美濃加茂インターチェンジ間及び紀勢自動車道勢和多気ジャンクション～紀勢大内山インターチェンジ間の4車線化事業が挙げられます。

お客さまの利便性の向上と地域の活性化のため、3箇所のスマートインターチェンジ(中央自動車道諏訪湖スマートインターチェンジ(長野県諏訪市及び岡谷市)、中央自動車道神坂スマートインターチェンジ(岐阜県中津川市)、名神高速道路多賀(上り)スマートインターチェンジ(滋賀県多賀町))を開通させました。また、1箇所のスマートインターチェンジ(名神高速道路尾張一宮 PA スマートインターチェンジ(愛知県一宮市及び岩倉市))を新規事業化しました。そのほか 11 箇所のスマートインターチェンジについて、自治体と連携して事業を着実に推進しています。

また、工事現場の生産性を向上させる「i-Construction(アイコンストラクション)」を推進しており、モデル事務所を指定し、ICT(Information and Communication Technology: 情報通信技術)施工や BIM/CIM などを、調査、測量、設計及び工事において試行し、各プロセスにおける省力化や効率化、自動化、高度化など取り組んできました。これらを踏まえ 2025 年7月から全事務所において、対象となる調査、測量、設計及び工事において、BIM/CIM を全面適用とするなど、工事現場の生産性を高めることを目指しています。

#### (保全・サービス事業)

保全・サービス事業では、「安全を何よりも優先」とする企業理念に基づき、経営方針の最上位に掲げられた「安全性向上に向けた不断の取組みの深化」を目指して、安全を最優先に、信頼性の高い高速道路ネットワークとお客さまに満足いただけるサービスを 24 時間 365 日提供するため、高速道路の点検や補修・補強を行いました。

道路構造物等の点検に関しては、日々の高速道路の巡回による点検を行っているほか、橋梁やトンネル等については、法令に基づき、5年に1度、近接目視等による詳細点検を行っています。

また、変状が確認された構造物は、計画的な補修を進めています。

高速道路ネットワークを健全な状態で次世代に引き継ぐため、橋梁やトンネル等の構造物を最新の技術を用いて補修・補強し、建設当初と同等又はそれ以上の性能や機能を回復することで、高速道路をこれからも長く健全に保つ「高速道路リニューアルプロジェクト」に取り組んでいます。

2016年4月に発生した熊本地震における橋梁の被災状況を踏まえ、緊急輸送道路としての機能を速やかに回復し、お客さまに安心してご利用いただけるよう、橋梁の耐震補強及び支承逸脱対策に取り組んでいます。

工事の実施では、建設事業と同様に、2025年7月から全事務所において、BIM/CIMを適用するなど、工事現場の生産性を向上させる「i-Construction(アイコンストラクション)」を推進しています。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故に繋がる恐れのある重量超過等の車両制限令に違反する車両に対して、車両重量計等を活用した取締り、自動計測装置の整備による常時取締りに取り組んでおり、違反の度合いに応じて点数を付与し、累積点数が一定に達した場合に大口・多頻度割引停止措置等を講ずるとともに、悪質な違反者に対する告発を実施しています。

大規模災害時の対応力強化については、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等に則り、発災後の人命救助に重要な72時間を意識しつつ、24時間で広域移動ルートとすべく、高速道路ネットワークを活用した迅速な緊急交通路を確保するとともに、「救助・救急、消火等」、「医療」、「物資」、「燃料」の各分野の活動のための広域進出拠点として、休憩施設が活用できるように取り組んでいます。

大雪時の道路交通確保として、除雪体制の強化、立ち往生車両を早期に発見するための監視カメラの増設、救援車両の配備、大雪事前広報、関係機関との連携強化等の取組みに加えて、短期間の集中的な大雪時には、人命を最優先に大規模な車両滞留を回避することを基本的な考え方と捉え、国による大雪に関する緊急発表や除雪能力を超過する降雪に対しては、予防的通行止めを実施するとともに、高速道路と国道が並行する区間については、一方が通行止めとなった場合の他方の道路への交通集中による大規模滞留を回避するため、高速道路と国道を同時に通行止めにする「同時通行止め」を実施しました。大雪が予測される3日前からテレビCM、公式WEBサイトを中心にSNS等多様な広報媒体を活用するとともに、関係機関との合同記者会見や1日前からは全てのテレビCMやラジオCM、インターネット広告などを緊急広告に差し替えるなど徹底した出控え要請を行い、躊躇なく通行止めを実施するとともに、集中除雪による早期の通行止め解除に取り組みました。

予防的通行止めの一方で、気象予測を大幅に超える気象急変によるスタック車両、大規模な車両滞留が発生する可能性に備え、雪氷巡回の増隊に加え、スタック車両の救出やお客さま支援を早期に実現するため、現地支援人員の拡充やトラクターショベルやレッカーの増車、可能な限り近傍への前進配置等の対策強化に取り組みました。

交通事故対策として、事故多発地点の集中的な対策とともに、逆走防止対策や一般道からの誤進入対策、交通安全の啓発活動に取り組みました。

また、暫定2車線区間における正面衝突事故防止対策として、土工区間や長さ50m未満の橋梁区間でワイヤロープを設置していますが、更に、長さ50m以上の橋梁区間とトンネル区間では、センターブロックやセンターパイプを試行的に設置し、その拡大に取り組んでいます。

渋滞対策として、名神高速道路（一宮ジャンクション付近下り線）の3車線運用を開始しました。東名高速道路（大和トンネル付近、東名三好インターチェンジ付近）及び中央自動車道（小仏トンネル付近、相模湖インターチェンジ付近、三鷹バスストップ付近、日野バスストップ付近）の付加車線設置事業について着実に推進しています。そのほか、東名高速道路の横浜町田インターチェンジ下り線の加減速車線の延伸を新規事業化しました。

また、休憩施設における大型車マスの夜間時間帯を中心とした混雑緩和に向けて、駐車マスの増設を行うとともに、大型車マスの一部を60分以内の駐車とする「短時間限定駐車マス」として整備し運用する実証実験に取り組んでいます。

ETC利用率の拡大などの社会情勢の変化を踏まえ、ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化を進めており、2026年3月末までに75箇所のインターチェンジでETC専用化の運用を開始しました。

さらに、最先端のICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）・ロボティクス技術の導入等により、少子高齢化やデジタル技術の進展等による社会環境の変化、お客さまニーズの多様化を踏まえた情報提供の高度化等、当社グループを取り巻く環境の激変に対応しつつ、高速道路モビリティの進化に貢献する革新的なプロジェクト「i-MOVEMENT（イムーブメント）」を推進しています。これにより、作業の迅速化・省力化を実現するなど生産性を飛躍的に向上させ、事業運営のあり方の変革を目指しています。また、当プロジェクトの実現に向けて、コンソーシアム方式によりオープンイノベーションを推進する組織として設立した「イノベーション交流会」では、「交通サービスの進化・高度化」、「高速道路保全マネジメントの高度化」のそれぞれのテーマにおいて、会員の企業・団体から提案された技術の高速道路保全現場への適用性の実証に取り組んでいます。

#### （関連事業）

サービスエリア事業並びにその他の関連事業として受託事業、不動産事業、観光振興事業、農業、物流事業、海外事業及び技術外販事業等を行っています。

#### ＜サービスエリア事業＞

サービスエリア事業では、地域の特色を活かした店舗づくり、魅力ある商品の販売、多様なニーズに応えるサービスの導入を進めるとともに、地域と連携した各種イベントやキャンペーンを積極的に開催するなど、お客さまサービスの質の向上や地域社会との連携・交流を推進しました。

サービスエリアの快適性と利便性の向上として、計5箇所の商業施設をリニューアルしました。そのうち、中央自動車道双葉サービスエリア（下り線）及び駒ヶ岳サービスエリア（上り線）並びに北陸自動車道南条サービスエリア（下り線）ではフードコートやショッピングコーナーを拡充するとともに、

プロドライバー向けサービスとして新たにコインシャワーやコインランドリーを新設しました。

また、サービスエリア事業で培った商業施設の運営ノウハウを活用し、サービスエリア・パーキングエリアに限らず、道の駅の運営や高速道路外の商業施設への出店に取り組んでいます。連結子会社である中日本エクシス株式会社は新たに愛知県長久手市の長久手市田園バレー交流施設の指定管理者となり、また、中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社は神奈川県内にて新たにフランチャイズ店舗を2店舗出店しました。

このほか、2024年12月に設立した連結子会社である中日本商業設備管理株式会社は、2025年7月から事業を開始し、サービスエリア・パーキングエリアの保守・維持管理を実施しています。

#### <その他の関連事業>

受託事業では、国・地方公共団体等との協議の結果、当社において一体的に実施することが適当と認められた工事等について、国・地方公共団体等から受託し着実に実施しました。また、東海旅客鉄道株式会社と締結した協定に基づき、中央新幹線(リニア)事業に係る用地取得の支援業務を行いました。

不動産事業では、社宅跡地を活用し、神奈川県小田原市、長野県松本市及び愛知県一宮市の2箇所で宅地分譲を行いました。愛知県名古屋市緑区及び昭和区、豊川市、知立市並びに一宮市、山梨県都留市並びに石川県金沢市で賃貸住宅を運営し、新たに名古屋市千種区及び名東区でも運営を開始しました。また、東京都世田谷区で土地賃貸を、岐阜県高山市でオフィス賃貸を運営しています。

このほか、東海環状自動車道土岐南多治見インターチェンジに隣接する複合商業施設「テラスゲート土岐」では、地域イベントの積極的な開催に加え、大規模災害時に入浴が困難な方に温浴施設「土岐よりみち温泉」の施設を開放する覚書を土岐市と締結するなど、地域と密着した事業運営を進めました。

観光振興事業では、地方公共団体との連携による高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となるドライブプラン(企画割引)のほか、宿泊施設や観光施設等と連携した企画割引として139のプランを販売しました。新たに外部予約サイト「STAYNAVI」を経由した宿泊セット型ドライブプランや静岡県、山梨県及び長野県を巡るアウトドアサウナ利用券付ドライブプランを発売し、顧客ニーズに幅広く対応しました。

農業では、地域が抱える課題解決を支援するため、持分法適用関連会社である中日本ファームすずなり株式会社が、新東名高速道路浜松浜北インターチェンジ周辺の耕作放棄地を活用して、野菜(レタス、枝豆及び青ネギ)の栽培・販売を行いました。また、名古屋市内でコーヒーの試験栽培を行っています。

物流事業では、長距離トラックドライバーの労働環境改善を支援するため、中継輸送拠点「コネクタエリア」を遠州トラック株式会社と共同で運営しています。2018年9月に「コネクタエリア浜松」を開業し、2025年6月には新たに「コネクタエリア東名浜松西」と「コネクタエリア静岡」の2拠点を開業しました。

海外事業では、フィリピン国の現地法人「NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.」が、2020年12月からダバオ市バイパス建設事業のトンネル設備工事等を受注し、施工をしています。また、米国の現地法人「NEXCO Highway Solutions of America Inc.」が、2021年度より、舗装点検ソリューションの提供を行っており、今年度は35件の契約を受注しました。コンサルティングサービスは、JICA等から受注したフィリピン国における2件の業務等を実施し、現地技術者の能力向上等に貢献しました。

技術外販事業では、事業参画するETC多目的利用サービスの拡大に貢献しています。また、当社グループが一体となり、高速道路の運営維持管理で培った技術とノウハウを活用した製品やサービスの提供を推進しました。

(中央自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事の施工不良事案への対応について)

橋梁の耐震補強工事で鉄筋が不足する施工不良事案については、2020年11月16日に事案の原因究明のための調査と再発防止のあり方の提言を行うための外部有識者による「E20 中央道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事施工不良に関する調査委員会」を設置しました。

当該調査委員会からの「報告書」を受け、2021年7月29日に「再発防止策」を策定しました。

また、当該再発防止策が実効性あるものとするため、社内に「中央道の耐震補強工事施工不良事案に対する再発防止策のフォローアップ委員会」を設置し、その実施状況や効果等の検証を行いました。実行した再発防止策については、社内規程や要領に反映したほか、業務フローの中に落とし込むことにより継続的に取り組んでいます。

(2025年4月6日に発生した広域的なETCシステム障害への対応について)

2025年4月6日に管内で発生した広域的なETCシステム障害のため、最大17路線106箇所料金所においてETCレーンの通行が不可となり、料金所周辺の渋滞及び課金処理の不具合が発生しました。2025年4月18日に外部有識者による「広域的なシステム障害発生時の危機管理検討委員会」を設置し、2025年6月23日に「再発防止策」を策定及び「広域的ETCシステム障害発生時の危機対応マニュアル」を制定しました。今回のETCシステム障害において、障害が発生した料金所を利用されたお客さまには料金を還元するなどの措置を講じました。そして今後は、マニュアル等に基づき、広域的なETCシステム障害が発生して料金徴収に必要な情報を把握できず円滑な料金の徴収が困難となった場合は料金を徴収しないなど、お客さまにご不便をおかけしない対応をしていきます。

(2)設備投資等の状況

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結計算書類及び計算書類において「仕掛道路資産」勘定(流動資産)に計上されますが、特措法第51条第2項から第4項までの規定に基づき、高速道路の工事完了時等においては高速道路機構に帰属することとなり、それ以降は当社の資産としては計上されないこととなります。

また、高速道路機構に帰属した道路資産は、日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、高速道路機構が日本道路公団から承継した道路資産と併せて、高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第6条の規定に基づく協定に基づき当社が高速道路機構から借り受けます。この高速道路機構から当社が借り受ける道路資産は、当社の資産としては計上されません。

当連結会計年度における設備投資総額は45,211百万円です。

なお、当連結会計年度に高速道路機構に帰属した道路資産の総額は、459,296百万円です。

#### 【高速道路事業】

高速道路事業では、当連結会計年度に38,657百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・料金収受機械及びETC料金設備等に係る工事等

#### 【関連事業】

関連事業では、サービスエリア事業において、当連結会計年度に4,492百万円の設備投資を行いました。主要な設備投資は次のとおりです。

- ・中央自動車道 双葉サービスエリア(下り線)のリニューアル等に係る工事等

#### (3)資金調達の状況

当連結会計年度の道路建設事業資金等に充てるため、次のとおり、総額724,126百万円の社債等を発行するとともに、金融機関から総額30,000百万円の借入れを行い、総額754,126百万円を調達しました。

種別	発行日	発行額
社債		
中日本高速道路株式会社第112回社債(ソーシャルボンド)(5年債)	2025年5月21日	60,000百万円
中日本高速道路株式会社第113回社債(グリーンボンド(気候変動適応))(5年債)	2025年5月21日	50,000百万円
中日本高速道路株式会社第114回社債(5年債)	2025年7月17日	200,000百万円
中日本高速道路株式会社第115回社債(5年債)	2025年9月19日	75,000百万円
中日本高速道路株式会社第2回人民元建て短期社債(固定利付債)(1年未満)	2025年11月26日	6,556百万円

中日本高速道路株式会社第 116 回社債(5年債)	2025 年 11 月 27 日	100,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 117 回社債(5年債)	2026 年 2 月 16 日	70,000 百万円
中日本高速道路株式会社第 20 回米ドル建て社債(グリーンボンド(気候変動適応))(5年債)	2026 年 2 月 25 日	77,570 百万円
中日本高速道路株式会社第 118 回社債(5年債)	2026 年 3 月 19 日	85,000 百万円
社債 計		724,126 百万円
借入金		
長期借入金(5年) 株式会社みずほ銀行他	2026 年 3 月 25 日	30,000 百万円
借入金 計		30,000 百万円
合計		754,126 百万円

- (注) 1. 上記のほか、高速道路機構から 813 百万円の無利子借入金の借入れを行いました。  
2. 発行額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、2025 年度までの「経営計画チャレンジ V 2021-2025」における取組みの中で明らかになった課題や今後想定される環境変化に対応し、企業理念に掲げる当社グループの役割や社会的使命をより高いレベルで果たしていくための方向性を社内外に明確に示した「経営計画チャレンジ V 2026-2030」を策定しました。この中で、次の6点を 2026 年度からの5カ年における経営方針とし、その達成に向けて着実に業務に取り組むとともに、更なる高みをめざして挑戦し続けていきます。

#### I 安全性向上に向けた不断の取組みの深化

安全は当社グループにおけるあらゆる事業活動の根幹であり、経営方針の最上位に位置付けています。安全性向上への「5つの取組み方針」に基づく不断の取組みを、PDCA サイクルを着実に実践しながら深化させていきます。

##### ・安全性向上への「5つの取組み方針」

- 1.安全を最優先とする企業文化の醸成
- 2.安全活動の推進
- 3.安全を支える人財の育成

- 4.道路構造物等の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの継続的改善
- 5.安全性向上に向けた着実かつ効率的な事業の推進

## II 安全・安心で利便性・快適性の高い高速道路空間の提供

高速道路ネットワークの整備、構造物の老朽化への対応や激甚化・頻発化する自然災害への対応を着実に推進するとともに、休憩施設の快適性や利便性の向上などを通じて、安全・安心で利用しやすい高速道路空間を実現します。

## III お客さまや地域、社会の課題に応える新たな価値創造

人口減少・担い手不足や社会インフラの老朽化といった様々な課題に応えるため、当社グループが有する技術・ノウハウやフィールドを活かし、ステークホルダーの皆さまとの協働を通じて、新たな価値創造に取り組みます。

## IV 脱炭素化をはじめとする環境保全への貢献

道路脱炭素化や生態系の保全、資源の有効利用を推進し、地域環境・地球環境の保全、持続可能な社会の実現に貢献します。

## V エンゲージメントの向上

心身の健やかさと充実感を高め、自律的なキャリア形成を支援し、挑戦の機会と成長の実感を高める環境を整えることで、社員一人ひとりのエンゲージメントを向上させ、持続的な企業価値の向上につなげていきます。

## VI 持続的成長を支える経営基盤の強化

デジタル技術の活用による業務変革やサービスの高度化(DXの推進)、技術開発の推進や財務基盤の強化などに取り組み、当社グループの持続的成長を支える経営基盤を強化していきます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

## ①当社グループ(企業集団)の財産及び損益の状況

期別 区分	2022年度 第18期	2023年度 第19期	2024年度 第20期	2025年度 第21期 (当連結会計年度)
営業収益	1,154,952 百万円	983,955 百万円	1,068,805 百万円	1,241,619 百万円
経常利益	5,315 百万円	12,377 百万円	3,180 百万円	2,347 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親 会社株主に帰属する 当期純損失(△)	3,148 百万円	9,575 百万円	9 百万円	△260 百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	24円22銭	73円65銭	7銭	△2円
総資産	2,035,764 百万円	2,447,820 百万円	2,568,010 百万円	2,733,448 百万円

## ②当社の財産及び損益の状況

期別 区分	2022年度 第18期	2023年度 第19期	2024年度 第20期	2025年度 第21期 (当事業年度)
営業収益	1,132,473 百万円	958,252 百万円	1,042,530 百万円	1,215,301 百万円
経常利益又は経常損 失(△)	853 百万円	5,694 百万円	△2,204 百万円	△714 百万円
当期純利益又は当期 純損失(△)	147 百万円	4,874 百万円	△2,571 百万円	△2,028 百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	1円13銭	37円49銭	△19円77銭	△15円60銭
総資産	1,999,703 百万円	2,407,790 百万円	2,528,358 百万円	2,687,867 百万円

## (6) 重要な子会社等の状況(2026年3月31日現在)

## 1) 重要な子会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	中日本エクシス株式会社	45 百万円	100%	サービスエリア・パーキングエリア 内商業施設の管理・運営業務
②	中日本エクストール横浜株式会社	100 百万円	100%	高速道路の料金収受業務
③	中日本エクストール名古屋株式会 社	100 百万円	100%	高速道路の料金収受業務
④	中日本ハイウェイ・パトロール東京 株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑤	中日本ハイウェイ・パトロール名古 屋株式会社	50 百万円	100%	高速道路の交通管理業務
⑥	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 東京株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑦	中日本ハイウェイ・エンジニアリング 名古屋株式会社	90 百万円	100%	高速道路の保全点検業務
⑧	中日本ハイウェイ・メンテナンス東 名株式会社	30 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑨	中日本ハイウェイ・メンテナンス中 央株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑩	中日本ハイウェイ・メンテナンス名 古屋株式会社	45 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑪	中日本ハイウェイ・メンテナンス北 陸株式会社	50 百万円	100%	高速道路の維持修繕業務
⑫	NEXCO 中日本サービス株式会社	75 百万円	100%	サービスエリア・コンシェルジュ業 務、人材サービス、不動産事業等
⑬	中日本高速技術マーケティング株 式会社	30 百万円	100%	商品販売・開発及びコンサルティング 業務
⑭	合同会社 NEXCO 中日本インベス トメント	10 百万円	100%	不動産事業、国内外のインフラ事 業等の投資事業
⑮	NEXCO Highway Solutions of America Inc.	1,800 千 米ドル	100%	高速道路の調査、コンサルティング 業務及び技術外販事業
⑯	NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.	50 百万 フィリピンペソ	100%	フィリピン国の高速道路の建設、コ ンサルティング業務等
⑰	株式会社オアシスパーク	100 百万円	54.2%	県営公園の管理、運営業務等

⑱	中日本ハイウェイ・リテール株式会社	20 百万円	100% (100%)	パーキングエリアの売店運営業務
⑲	中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社	30 百万円	100% (100%)	高速道路の自動販売機事業、飲食事業等
⑳	中日本商業設備管理株式会社	20 百万円	100% (100%)	サービスエリア・パーキングエリア内商業施設の設備管理
㉑	艾客思國際股份有限公司	15 百万 台湾ドル	100% (100%)	高速道路商業施設等の開発、管理及び運営
㉒	中日本高速オートサービス株式会社	20 百万円	100% (100%)	高速道路の維持管理車両の車両管理業務
㉓	株式会社ヨット	30 百万円	51% (51%)	人材サービス
㉔	NEXCO 中日本開発株式会社	90 百万円	100% (100%)	商業施設等の開発、管理及び運営業務、不動産事業
㉕	箱根ターンパイク株式会社	37 百万円	100% (100%)	自動車道事業の経営、管理及び運営業務

(注) 1. 議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の( )内は間接所有割合で内数です。

## 2) 重要な関連会社の状況

番号	名称	資本金	議決権 比率	主要な事業内容
①	北陸高速道路ターミナル株式会社	100 百万円	27.6% (3.2%)	トラックターミナルの管理、運営業務
②	中日本ファームすずなり株式会社	35 百万円	39.0%	農産物の生産・加工・販売等
③	株式会社 NEXCO システムソリューションズ	50 百万円	33.3%	経理、人事、給与等基幹システムの運用管理業務
④	株式会社高速道路総合技術研究所	45 百万円	33.3%	高速道路技術に関する調査、研究及び開発業務
⑤	株式会社 NEXCO 保険サービス	15 百万円	33.3%	損害保険代理業、生命保険募集業等
⑥	高速道路トールテクノロジー株式会社	75 百万円	30.3% [8.9%]	料金收受機械等保守整備業務、料金収入の計数管理業務、料金システム関係業務

⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49 百万円	29.4%	海外の高速道路の新設、改築、維持、修繕、管理に関する業務
⑧	株式会社デーロス・ジャパン	99 百万円	30.3% (30.3%)	道路構造物の調査・診断及び補修・補強事業

(注) 1. 資本金及び議決権比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

2. 議決権比率の( )内は間接所有割合で内数であり、議決権比率の[ ]内は緊密な者又は同意している者の所有割合で外数です。

(7) 主要な事業内容(2026年3月31日現在)

当社グループは、1都11県の高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理及びこれらに関連する事業を行っています。

【高速道路事業】

新東名高速道路をはじめとする4道路 55km の建設を行う建設事業、東名高速道路をはじめとする営業中の 15 道路 2,208km の改築、維持、修繕その他の管理並びに大規模更新及び大規模修繕を行う保全・サービス事業を行っています。

【関連事業】

サービスエリア事業並びにその他の関連事業として受託事業、不動産事業、観光振興事業、農業、物流事業、海外事業及び技術外販事業等を行っています。

(8) 主要な営業所(2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社 (名古屋市)

東京支社(東京都港区)、名古屋支社(名古屋市)、金沢支社(石川県金沢市)

高速道路事務所1箇所、工事事務所 10 箇所、保全・サービスセンター23 箇所

ベトナム事務所

② 重要な子会社の本店所在地

中日本エクシス株式会社 (名古屋市)

中日本エクストール横浜株式会社 (横浜市)

中日本エクストール名古屋株式会社 (名古屋市)

中日本ハイウェイ・パトロール東京株式会社 (東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・パトロール名古屋株式会社 (名古屋市)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京株式会社 (東京都新宿区)

中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋株式会社 (名古屋市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社 (横浜市)

中日本ハイウェイ・メンテナンス中央株式会社（東京都八王子市）  
 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社（名古屋市）  
 中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸株式会社（石川県金沢市）  
 NEXCO 中日本サービス株式会社（名古屋市）  
 中日本高速技術マーケティング株式会社（名古屋市）  
 合同会社 NEXCO 中日本インベストメント（名古屋市）  
 NEXCO Highway Solutions of America Inc.（米国テキサス州）  
 NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.（フィリピン国マカティ市）  
 株式会社オアシスパーク（岐阜県各務原市）  
 中日本ハイウェイ・リテール株式会社（名古屋市）  
 中日本ハイウェイ・アドバンス株式会社（横浜市）  
 中日本商業設備管理株式会社（名古屋市）  
 艾客思國際股份有限公司（台湾台北市）  
 中日本高速オートサービス株式会社（愛知県稲沢市）  
 株式会社ヨット（東京都江東区）  
 NEXCO 中日本開発株式会社（名古屋市）  
 箱根ターンパイク株式会社（神奈川県小田原市）

(9) 従業員の状況(2026年3月31日現在)

① 当社グループ(企業集団)の使用人の状況

事業の種類別	従業員数
高速道路事業	10,546(1,929)名
サービスエリア事業	480(937)名
その他(関連)事業	175(56)名
全社(共通)	374( 8)名
合計	11,575(2,930)名

(注) 従業員数は、就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は、当事業年度の平均人員を( )内に外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
2,292名	40.0歳	16.7年

(注) 1. 従業員数は、就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算した年数を示しています。

(10) 主要な借入先及び借入額(2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	30,540 百万円
株式会社みずほ銀行	29,790 百万円
株式会社三井住友銀行	29,730 百万円
農林中央金庫	19,800 百万円
信金中央金庫	19,800 百万円

(注) 1.上記のほか、財務省を借入先とする財政融資資金借入残高が 50,000 百万円あります。

2.借入金残高は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しています。

## 2.会社の株式に関する事項

(1)株式の状況(2026年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 520,000,000 株
- ②発行済株式の総数 130,000,000 株
- ③株主数 1名
- ④大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数	議決権比率
財務大臣	130,000,000 株	100.00%

## 3.会社の新株予約権等に関する事項

特に記載すべき事項はありません。

#### 4.会社役員に関する事項

##### (1)取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
水野明久	取締役会長	株式会社豊田自動織機 社外監査役 名古屋鉄道株式会社 社外監査役
縄田正	代表取締役社長 兼最高経営責任者(CEO)兼グループCEO 兼最高執行責任者(COO)兼グループCOO 兼調達適正化推進室担当	
松井保幸	代表取締役 専務執行役員 社長補佐 経営企画本部長 兼情報セキュリティ統括担当(CISO) 兼グループCISO	
浅野敬広	取締役 常務執行役員 総務本部長 兼倫理・法令遵守担当(CCO) 兼グループCCO	
小坂卓生	取締役 常務執行役員 事業開発・推進本部長 兼総務本部副本部長(人事担当)	
牟田広繁	取締役 常務執行役員 建設企画本部長	
関谷富彦	取締役 常務執行役員 保全企画本部長	
泉公人	常勤監査役	
藤原健治	常勤監査役	
川合伸子	監査役	川合伸子法律事務所 代表 菊水化学工業株式会社 社外取締役 愛知県弁護士会 会長 日本弁護士連合会 副会長
溝口敦子	監査役	名城大学理工学部 教授 東北大学災害科学国際研究所 教授(クロスアポイントメント)

- (注) 1. 取締役水野明久氏は、会社法(平成17年法律第86号)第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 常勤監査役藤原健治氏、監査役川合伸子氏及び監査役溝口敦子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役に支払った報酬等

① 報酬等の総額

区分	取締役		監査役		計	
	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額	支給 人員	支給額
定款又は株主 総会決議に基 づく報酬	10名	130,062,000円	4名	45,732,000円	14名	175,794,000円

- (注) 1. 上記支給額のほか、役員退職慰労金として、18,190,620円(取締役3名)を支給しています。
2. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金11,595,696円(取締役6名7,863,960円、監査役4名3,731,736円)を計上しています。
3. 取締役の報酬支給人員には、当期中に退任した取締役3名が含まれています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2005年9月28日開催の創立総会において、それぞれ年額200百万円以内、年額70百万円以内と決議しています。なお、当該創立総会終結時点の取締役及び監査役の員数はそれぞれ5名、3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月25日開催の取締役会にて代表取締役縄田正に取締役の個人別の報酬額の具体的内容に係る決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 各社外役員の名活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	水野明久	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	藤原健治	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	川合伸子	当事業年度に開催の取締役会14回のうち13回、また、監査役会14回のうち12回に出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。
社外監査役	溝口敦子	当事業年度に開催の取締役会14回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席し、必要に応じ、経営全般について発言を行っています。

#### ② 社外役員報酬等の総額

区分	計	
	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	4名	36,186,000円

(注)1. 上記支給額のほか、当事業年度に係る役員退職慰労引当金2,952,780円を計上しています。

#### (4) 責任限定契約の概要

区分	氏名	概要
取締役	水野明久	当社と会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に定める損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としています。
監査役	泉公人	
監査役	藤原健治	
監査役	川合伸子	
監査役	溝口敦子	

#### (5) 役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者の範囲	概要
会社の全ての役員(取締役・監査役)及び執行役員	被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用を補償するものです。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に行った違法行為に起因する損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう措置を講じています。

### 5. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①報酬等の額	74,500 千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	119,800 千円

(注) 1. 監査役会は、総務本部経理部及び会計監査人からの報告内容等を基に、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況及び報酬の見積りの算出根拠等について確認した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 2 項の同意をしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を含めています。

3. 当社は、会計監査人に対し、公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等についての対価を支払っています。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。また、会社法等の法令違反のほか、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性等から適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会付議議案の内容を決定し、これを株主総会に提出します。

## 6.業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1)業務の適正を確保するための体制

当社が「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」として取締役会で決議した事項は、次のとおりです。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役をはじめ、すべての役員及び社員一人ひとりが高い理念と規範に基づき行動することを認識し、さまざまな局面で実践すべき指針として「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を定めるとともに、倫理・法令遵守担当役員(CCO)を置き、当社のコンプライアンス推進を統括します。

また、外部有識者を主体とする人事・倫理委員会を設置し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備や当社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題について審議します。

取締役会規程に基づき、取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役は、定期的に業務執行状況の報告を行います。

入札契約手続きについては、その透明性・公正性を高めるために、道路工事等の入札契約機関である支社毎に、外部有識者からなる入札監視委員会を設置します。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書の管理に関する規則を制定の上、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し、保存します。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務部において永年保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、同規則に基づいて適正に保存・管理します。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全を最優先に、安心・快適な高速道路の提供を使命とする道路事業者として、災害・事故をはじめ、国民的被害のおそれのある重大事象などのクライシス・リスクに対する危機管理体制を強化するため、危機管理を専門的に統括する職を置き、有事の際の迅速かつ的確な対処を行うための体制・要領等を整備するとともに、高速道路の安全性を向上させるため、本社に社内の安全を横断的に担当する組織を設置し、安全性向上に資する計画の策定、実行、評価及び改善のサイクルを着実に実行する体制を整備します。

また、環境、コンプライアンス、情報セキュリティ、財務等に係るその他のリスクについても、全執行役員を委員とするリスクマネジメント委員会及び組織単位のリスクマネジメント部会を設置し、リスクを組織的に管理し、損失などの回避または低減を図る体制を整備します。なお、情報セキュリティについては、「NEXCO 中日本 CSIRT(Computer Security Incident

Response Team)」体制を確立するとともに、情報セキュリティ統括担当役員(CISO)を設置し、情報管理体制を強化しています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を定期に開催し、重要な事項について決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督します。併せて、執行役員制の導入により、意思決定・監督機能と執行機能を分離し、取締役のチェック機能を強化します。

また、取締役会の機能強化と経営効率の向上のため、執行役員等をメンバーとする経営会議を定期に開催して重要な事項について審議するとともに、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定します。

高速道路事業については、現場が当事者意識を持って自律的な事業執行を行うことを目的に、事業執行の主体である支社と、それを支援する本社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備します。

また、グループ全体で企業ビジョンや経営方針などを共有するため、中期経営計画を策定し、社会・経済情勢等に応じ、臨機に見直しを行うとともに、経営管理システムを用いて業績管理を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人が法令、定款及び社会規範を遵守するために、倫理行動規範をはじめとするコンプライアンスに関する規程等を制定します。併せて、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、各部門が進めるコンプライアンスの取組みに対して、総務部が組織横断的に統括し、社内研修等の実施により、継続的な啓発・支援等を行います。

また、コンプライアンスに関する通報・相談を通じて法令や社内規程等の遵守、不祥事の未然防止などを図るため、社内相談窓口として「コンプラホットライン」、社外相談窓口として「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えます。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての企業価値の最大化を図る観点から、グループ経営の基本方針を示すとともに、各子会社の自主性を尊重しつつ、経営管理・業績評価を実施します。

当社グループ全体の執行方針の討議・共有のため、取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ全体会議を定期に開催します。各子会社は、全体会議の開催に先立ち、業務の執行状況等について当社に報告します。

当社は、グループ会社管理規程に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ子会社の経営上重要な事項については、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメントシステムの運用などにより、グループ全体のガバナンスを強化します。

各子会社は、職務の執行に関する権限と責任を明確にするための規程を制定することなどにより、それぞれ職務を効率的に執行します。

また、子会社においても「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を適用するとともに、各子会社に倫理・法令遵守担当役員(CCO)を設置し、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催するなど、グループ一体となったコンプライアンスを推進します。

さらに、各子会社においても、コンプライアンスに関する社内相談窓口を設置するとともに、当社が設置する「コンプラ弁護士ホットライン」を利用できるようにし、安心して相談ができる環境を整えます。

監査部は、当社及び当社グループにおけるこれらの取組み状況を監査し、定期的に取り締役会及び経営会議に報告します。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査業務を補助するため、監査役室を設置し、法律知識、税務・会計知識、技術関連知識を有する専任のスタッフを必要数配置します。

また、監査を適正に行う上で法律、会計又は技術に関する高度な知識・能力等を特に必要とする場合にあっては、弁護士、公認会計士等の専門家を活用できるものとします。

監査役スタッフは、特段の理由がない限り監査役直属であり、監査役の指揮命令に服するものとします。また、その人事異動、人事評価、懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を必要とするものとします。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、重要な施策の決定、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、内部監査の実施状況並びに「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、取締役及び使用人の不祥事、重大な訴訟の提起、コンプライアンスに関する相談窓口の運営状況等について、定期又は臨時に監査役へ報告します。

また、監査役が、当社及び当社グループの重要会議に適宜出席できるようにするとともに、重要な決裁・報告等の重要書類を随時閲覧できるようにします。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確

#### 保するための体制

当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしません。

そして、上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行った者がそのことを理由として不利益を受けることはない旨を規程に定めることなどにより、実効性を確保します。

#### ⑩監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行上必要な費用について、監査役会があらかじめ予算を計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償することができるようにします。

#### ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役その他の取締役との間で、定期に意見交換を行います。特に、監査役の選任について、監査役会の有する提案権や同意権を尊重し、監査役と代表取締役との間で意見交換できる体制を整えます。

また、監査役と監査部及び会計監査人並びに子会社の監査役が緊密な連携を図れるよう定期に意見交換を行います。

#### (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりです。

なお、本方針に基づく適正な業務執行体制が確保されているか確認を行うため、毎年定期的に取締役会に業務の実施状況を報告しています。

#### ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。

・人事・倫理委員会を開催し、高度な倫理観確立のための体制・制度の整備等について審議しています。

・取締役会を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

・入札監視委員会及びグループ内取引等適正化委員会を開催し、契約手続の透明性・公正性の向上に努めています。

・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めて

います。

・「NEXCO 中日本グループコンプライアンス推進行動計画 風通しの良い職場づくりによるスマイル・コンプライアンス」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

#### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役会の議事録等取締役の職務執行に係る文書等は、「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき適正に保存及び管理をしています。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・「中日本高速道路株式会社リスクマネジメント規程」に基づきリスクマネジメント委員会を開催し、経営施策とそれらに紐付くリスクの一元的なモニタリングを行っています。

・「中日本高速道路株式会社防災業務要領」や「中日本高速道路株式会社業務継続計画（BCP）」の適時適切な見直し等により、道路事業リスクに関する危機管理体制を強化しています。また、「安全性向上への5つの取組み方針」に基づく施策の実施にあたり、総合安全推進部を事務局とする安全性向上有識者会議を開催し、安全性向上に対する専門知識や実務経験が豊富な外部有識者の意見を求め、当該施策を着実に推進させるとともに、経営陣による安全に関するメッセージの発信、各職場における安全討議の実施等により、安全を最優先とする企業文化の構築を図っています。

・メールシステム等の各種システムについて、災害耐性の強化のためにクラウドサービスを活用しています。

・情報セキュリティ対策規程に基づき、「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」を確立しています。

・外部からの脅威に対応するため、監視体制等を強化しています。また国・関係機関などと連携し、サイバーテロ対策に取り組んでいます。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会及び経営会議を定期に開催し、法令等に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、会社経営に重大な影響を及ぼす事案等について、テーマごとに業務の執行状況を報告しています。

・「中日本高速道路株式会社職務権限・責任規程」を制定し、職務の執行に関する権限と責任を明確にしています。

・「中日本高速道路株式会社組織規程」を制定し、本社及び支社の所掌事務を明確に区分し、適確な業務の執行の体制を整備しています。

・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。また、「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」その他コンプライアンスに関する規程類は、取締役をはじめ、すべての役員及び社員が常時閲覧可能となっています。また、コンプライアンスの徹底・知識向上を図るため、社内研修等を実施しています。
- ・「コンプラホットライン」や「コンプラ弁護士ホットライン」を設置し、安心して相談ができる環境を整えています。
- ・「中日本高速道路株式会社発注者綱紀保持細則」を制定し、契約手続の適正化に努めています。
- ・「NEXCO 中日本グループコンプライアンス推進行動計画 風通しの良い職場づくりによるスマイル・コンプライアンス」を策定し、会社のコンプライアンスの強化に努めています。

⑥当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ全体の経営方針の討議・共有の場として取締役、執行役員、子会社の社長等をメンバーとするグループ戦略会議を開催し、その成果を経営計画等に反映させています。
- ・「グループ会社業績評価実施要領」を制定し、業績評価の実施に関して必要な事項を定めています。
- ・「中日本高速道路株式会社グループ会社管理規程」に基づき、子会社の自律的な経営を促しつつ、子会社の経営上重要な事項については当社の事前承認又は当社への報告を求めることにより、グループ全体のガバナンスを強化しています。
- ・「中日本高速道路グループ倫理行動規範」を子会社にも適用し、また、NEXCO 中日本グループ CCO 会議を開催し、グループ一体となったコンプライアンスの推進を図っています。
- ・監査部は、当社及びグループ会社の監査結果を経営会議及び取締役会に報告しています。
- ・「NEXCO 中日本 CSIRT 体制」をグループ一体で確立し、グループ全体のセキュリティを強化しています。
- ・「情報セキュリティ事故等対応マニュアル」を作成し、情報セキュリティ事故等の対応手順をグループ全体で共有・運用しています。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・専任の監査役スタッフを配置し、監査役の業務をサポートしています。また、弁護士等の専門家を活用し、監査を適正に行うことに努めています。
- ・監査役スタッフの人事異動、人事評価及び懲戒処分に関しては、常勤監査役の同意を要件とし、独立性を確保しています。

⑧取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、「コンプラホットライン」及び「コンプラ弁護士ホットライン」の運営状況等について、監査役に定期又は随時報告しています。
- ・取締役会、経営会議、グループ戦略会議等の当社及び当社グループの重要会議に監査役が出席することを関係規程類に定めるなどしています。
- ・「中日本高速道路株式会社文書管理規則」に基づき、監査役が重要書類を閲覧できるようにしています。

⑨監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社及び各子会社は、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしていません。
- ・上司又はコンプライアンスに関する相談窓口に通報・相談を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることはない旨を子会社の倫理行動規準に規定し、不利益な取扱いをしていません。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役職務の執行上必要な費用を監査役会があらかじめ予算計上できるようにするとともに、緊急に支出を要した費用については、事後、会社に求償できるようにしています。

⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と取締役、監査部及び会計監査人との定期的な意見交換を行っています。また、グループ監査役連絡会を開催し、監査役と子会社の監査役との意見交換を行っています。

## 7.株式会社の支配に関する基本方針

特に記載すべき事項はありません。

## 8.その他株式会社の状況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注) 本事業報告に記載の金額及び比率については、特段の記載がない限り、金額は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ記載しています。

# 貸 借 対 照 表

2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
現金及び預金		264,327
高速道路事業営業未収入金		90,770
未収入金及び契約資産		70,545
未収収益		5
短期貸付金		2,464
仕掛道路資産		1,849,448
商品		100
原材料		709
貯蔵品		1,155
受託業務前払金		7,374
前払金		5,240
前払費用		652
その他		97,137
貸倒引当金		△ 11
流動資産合計		2,389,922
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	3,786	
減価償却累計額	△ 1,637	2,149
構築物	56,494	
減価償却累計額	△ 19,124	37,369
機械及び装置	151,408	
減価償却累計額	△ 98,395	53,013
車両運搬具	54,570	
減価償却累計額	△ 46,128	8,441
工具、器具及び備品	8,800	
減価償却累計額	△ 6,452	2,348
土地		252
リース資産	9	
減価償却累計額	△ 8	1
建設仮勘定		13,051
無形固定資産		116,626
無形固定資産		3,405
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	54,818	
減価償却累計額	△ 29,687	25,131
構築物	12,175	
減価償却累計額	△ 8,582	3,592
機械及び装置	4,098	
減価償却累計額	△ 3,218	880
工具、器具及び備品	683	
減価償却累計額	△ 541	141
土地		109,264
建設仮勘定		2,082
無形固定資産		141,091
無形固定資産		159
C 各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	12,937	
減価償却累計額	△ 6,661	6,276
構築物	1,256	
減価償却累計額	△ 942	314
機械及び装置	43	
減価償却累計額	△ 29	14
工具、器具及び備品	4,018	
減価償却累計額	△ 2,986	1,031
土地		5,282
リース資産	2,040	
減価償却累計額	△ 805	1,234
建設仮勘定		48
無形固定資産		14,202
無形固定資産		3,970
		18,172

科 目	金 額		
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	25		
減価償却累計額	△ 25	0	
構築物	3		
減価償却累計額	△ 3	0	
工具、器具及び備品	1		
減価償却累計額	△ 1	0	
土地		193	193
E 投資その他の資産			
関係会社株式		8,242	
投資有価証券		0	
関係会社出資金		1,930	
長期貸付金		1,507	
長期前払費用		1,731	
繰延税金資産		866	
その他		1,476	
貸倒引当金		△ 78	15,676
固定資産合計			295,325
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費		2,619	
繰延資産合計			2,619
資 産 合 計			<u>2,687,867</u>
(負債の部)			
I 流動負債			
高速道路事業営業未払金		136,354	
1年以内返済予定長期借入金		72,585	
1年以内償還予定社債		6,556	
リース債務		204	
未払金		21,830	
未払費用		2,383	
未払法人税等		485	
預り連絡料金		3,175	
預り金		25,853	
受託業務契約負債		28,948	
契約負債		10,504	
前受収益		20	
賞与引当金		1,592	
仕掛道路損失引当金		1,661	
その他		4,262	
流動負債合計			316,421
II 固定負債			
道路建設関係社債		1,952,570	
道路建設関係長期借入金		91,045	
その他の長期借入金		40,000	
リース債務		1,116	
受入保証金		20,068	
退職給付引当金		39,004	
役員退職慰労引当金		58	
その他		4,000	
固定負債合計			2,147,864
負 債 合 計			<u>2,464,285</u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
資本金		65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	
その他資本剰余金	6,650	
資本剰余金合計	6,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
高速道路事業積立金	25,063	
安全対策・サービス高度化積立金	20,625	
道路脱炭素化加速積立金	7,420	
別途積立金	34,965	
繰越利益剰余金	△ 1,144	86,931
利益剰余金合計	86,931	86,931
株主資本合計		223,581
純 資 産 合 計		223,581
負 債 純 資 産 合 計		2,687,867

# 損 益 計 算 書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 高速道路事業営業損益		
1 営業収益		
料金収入	705,464	
道路資産完成高	459,296	
受託業務収入	0	
その他の売上高	1,033	
	1,165,794	
2 営業費用		
道路資産賃借料	501,439	
道路資産完成原価	459,296	
管理費用	212,170	
受託業務費用	0	
高速道路事業営業損失(△)	1,172,907	△ 7,112
II 関連事業営業損益		
1 営業収益		
受託業務収入	33,529	
休憩所等事業収入	15,032	
その他の事業収入	945	
	49,506	
2 営業費用		
受託業務費用	33,418	
休憩所等事業費	12,689	
その他の事業費用	845	
	46,953	
関連事業営業利益		2,553
全事業営業損失(△)		△ 4,559
III 営業外収益		
受取利息	369	
受取配当金	2,793	
物品売却益	0	
土地物件貸付料	138	
原因者負担収入	228	
雑収入	424	
	3,954	
IV 営業外費用		
支払利息	103	
雑損失	7	
経常損失(△)	110	△ 714
V 特別利益		
固定資産売却益	7	7
VI 特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	296	
税引前当期純損失(△)	310	△ 1,017
法人税、住民税及び事業税	50	
法人税等調整額	961	
当期純損失(△)	1,011	△ 2,028

## 株主資本等変動計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2025年4月1日期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
事業年度中の変動額				
高速道路事業積立金の取崩				
跨道橋耐震対策積立金の取崩				
安全対策・サービス高度化積立金の取崩				
道路脱炭素化加速積立金の積立				
別途積立金の積立				
当期純損失(△)				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2026年3月31日期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本							株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金								
	その他利益剰余金						利益剰余金合計		
	高速道路事業積立金	跨道橋耐震対策積立金	安全対策・サービス高度化積立金	道路脱炭素化加速積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2025年4月1日期首残高	37,611	954	21,008	—	31,594	△2,209	88,960	225,610	225,610
事業年度中の変動額									
高速道路事業積立金の取崩	△5,763					5,763	—	—	—
跨道橋耐震対策積立金の取崩	635	△954				318	—	—	—
安全対策・サービス高度化積立金の取崩			△382			382	—	—	—
道路脱炭素化加速積立金の積立	△7,420			7,420			—	—	—
別途積立金の積立					3,370	△3,370	—	—	—
当期純損失(△)						△2,028	△2,028	△2,028	△2,028
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	△12,548	△954	△382	7,420	3,370	1,065	△2,028	△2,028	△2,028
2026年3月31日期末残高	25,063	—	20,625	7,420	34,965	△1,144	86,931	223,581	223,581

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 一 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）によっております。
- ② 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
- ③ その他有価証券  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法によっております。

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 仕掛道路資産  
個別法による原価法によっております。  
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。  
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ② 商品  
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ③ 原材料、貯蔵品  
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

#### 二 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7年～50年
構築物	8年～60年
機械及び装置	5年～17年

また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 三 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### (3) 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当事業年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

##### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）に

よる定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

#### 四 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。

料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETC マイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（2005年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 休憩所等事業

休憩所等事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

休憩所等事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

(3) 受託業務

受託業務においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく業務を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、進捗度の測定は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づいております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。また、当該契約の着手前に請求する場合があります、その場合は、履行義務が充足される前に入金される場合があります。

#### 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債、外貨建借入金

③ ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### 2. 会計上の見積りに関する注記

##### 一 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 一百万円、固定資産 279,649百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 1. (6) 会計上の見積りに関する注記 (固定資産の減損)」の内容と同一であります。

##### 二 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 866百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結計算書類「連結注記表 1. (6) 会計上の見積りに関する注記 (繰延税金資産の回収可能性)」の内容と同一であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### 一 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 1,959,126百万円(額面額1,959,126百万円)
  - ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 719,572百万円
- なお、上記の他、「投資有価証券」0百万円、「投資その他の資産 その他」10百万円を担保に供しております。

#### 二 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 120,000百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 719,572百万円

なお、上記引渡しにより、当事業年度で道路建設関係社債が454,325百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が33,000百万円減少しております。

#### 三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	4,329百万円
長期金銭債権	956百万円
短期金銭債務	72,031百万円
長期金銭債務	7,608百万円

#### 四 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

高速道路事業固定資産	
機械及び装置	2百万円
車両運搬具	23百万円
関連事業固定資産	
建物	8百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	186百万円
合 計	247百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引高

##### 営業取引による取引高

営業収益	14,660百万円
営業費用	182,646百万円
営業取引以外の取引による取引高	12,759百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	130,000,000株
------	--------------

### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

#### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	4,006百万円
貸倒引当金	28百万円
契約負債	3,295百万円
賞与引当金	501百万円

退職給付引当金	12,286 百万円
その他	2,386 百万円
繰延税金資産小計	22,504 百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 4,006 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 17,540 百万円
評価性引当額小計	△ 21,546 百万円
繰延税金資産合計	957 百万円
繰延税金負債	
その他	△ 90 百万円
繰延税金負債合計	△ 90 百万円
繰延税金資産の純額	866 百万円

7. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額

1 年内	477,170 百万円
1 年超	16,946,899 百万円
合 計	17,424,070 百万円

(注) 1. 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入－加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額－実績料金収入)が減算されることとなっております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)	財務省(財務大臣)	被所有直接100%	資金の借入等	資金の借入(注)	—	その他の長期借入金	50,000
				利息の支払(注)	25	未払費用	6

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入利率は財政投融资資金貸付金利が適用されております。なお、担保は提供していません。

二 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主(会社等)が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独)日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払(注1)	501,439	高速道路事業営業未払金	61,147
			道路資産、債務の引渡し及び借入金の連帯債務	道路資産完成高(注1)	459,296	高速道路事業営業未収入金	23,489
				債務の引渡し及び債務保証(注2)	512,325	—	—
			借入金の連帯債務	債務保証(注3)	120,000	—	—
				債務保証(注4)	258,473	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 当社及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構との間で協議の上、協定を締結しております。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っていません。
- 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っていません。
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、当社は、前事業年度までに引き渡した債務について(独)日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っていません。

9. 一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	1,719.85 円
一株当たり当期純損失	△15.60 円

10. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 119 回社債
発行総額	金 1,000 億円
利率	年 2.184 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2026 年 5 月 21 日
償還期日	2031 年 5 月 21 日
担保	一般担保
資金の用途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

# 連結貸借対照表

2026年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
(資産の部)		
I 流動資産		
1. 現金及び預金		268,384
2. 高速道路事業営業未収入金		90,767
3. 未収入金及び契約資産		76,920
4. 仕掛道路資産		1,847,467
5. 棚卸資産		4,327
6. その他		112,595
貸倒引当金		<u>△22</u>
流動資産合計		2,400,440
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
(1) 建物	88,336	
減価償却累計額	<u>△44,937</u>	43,399
(2) 構築物	74,501	
減価償却累計額	<u>△31,135</u>	43,366
(3) 機械及び装置	156,648	
減価償却累計額	<u>△102,399</u>	54,248
(4) 車両運搬具	58,981	
減価償却累計額	<u>△49,319</u>	9,661
(5) 工具、器具及び備品	22,209	
減価償却累計額	<u>△16,148</u>	6,061
(6) 土地		119,798
(7) リース資産	7,370	
減価償却累計額	<u>△3,915</u>	3,455
(8) 建設仮勘定		<u>15,379</u>
有形固定資産合計		295,370
2. 無形固定資産		9,780
3. 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	10,033	
(2) 繰延税金資産	2,137	
(3) 退職給付に係る資産	6,384	
(4) その他	6,776	
貸倒引当金		<u>△94</u>
投資その他の資産合計		25,237
固定資産合計		330,388
III 繰延資産		
道路建設関係社債発行費		<u>2,619</u>
繰延資産合計		<u>2,619</u>
資 産 合 計		<u><u>2,733,448</u></u>
(負債の部)		
I 流動負債		
1. 高速道路事業営業未払金		97,365
2. 1年以内返済予定長期借入金		72,585
3. 1年以内償還予定社債		6,556
4. 未払金		51,416
5. 未払法人税等		1,490
6. 契約負債		40,190
7. 賞与引当金		5,626
8. 仕掛道路損失引当金		1,661
9. その他		<u>12,564</u>
流動負債合計		289,456
II 固定負債		
1. 道路建設関係社債		1,952,570
2. 道路建設関係長期借入金		91,045
3. 長期借入金		40,000
4. 役員退職慰労引当金		181
5. 退職給付に係る負債		33,016
6. その他		<u>32,689</u>
固定負債合計		<u>2,149,504</u>
負 債 合 計		<u><u>2,438,961</u></u>

科 目	金 額	
(純資産の部)		
I 株主資本		
1. 資本金	65,000	
2. 資本剰余金	73,011	
3. 利益剰余金	137,389	
株主資本合計	275,400	275,400
II その他の包括利益累計額		
1. その他有価証券評価差額金	496	
2. 為替換算調整勘定	77	
3. 退職給付に係る調整累計額	18,192	
その他の包括利益累計額合計	18,767	18,767
III 非支配株主持分		319
純 資 産 合 計		294,487
負債純資産合計		2,733,448

# 連結損益計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I 営業収益	1,241,619	
II 営業費用		
1. 道路資産賃借料	501,439	
2. 高速道路等事業管理費及び売上原価	687,396	
3. 販売費及び一般管理費	52,588	
	1,241,424	
営業利益		195
III 営業外収益		
1. 受取利息	358	
2. 土地物件貸付料	166	
3. 負ののれん償却額	342	
4. 持分法による投資利益	564	
5. 原因者負担収入	228	
6. 固定資産受贈益	253	
7. その他	325	
	2,239	
IV 営業外費用		
1. 支払利息	38	
2. 為替差損	20	
3. その他	28	
	86	
経常利益		2,347
V 特別利益		
1. 固定資産売却益	21	
2. 投資有価証券売却益	11	
	33	
VI 特別損失		
1. 固定資産売却損	38	
2. 固定資産除却損	387	
	426	
税金等調整前当期純利益		1,954
法人税、住民税及び事業税	1,838	
法人税等調整額	351	
当期純損失(△)		△235
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△260

## 連結株主資本等変動計算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	65,000	73,011	137,649	275,661
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△260	△260
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△260	△260
2026年3月31日 期末残高	65,000	73,011	137,389	275,400

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
2025年4月1日 期首残高	403	58	10,120	10,582	298	286,542
連結会計年度中の変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△260
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	92	19	8,072	8,184	21	8,205
連結会計年度中の変動額合計	92	19	8,072	8,184	21	7,945
2026年3月31日 期末残高	496	77	18,192	18,767	319	294,487

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 25社
- ・連結子会社の名称 中日本エクシス㈱、中日本エクストール横浜㈱、中日本エクストール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・パトロール東京㈱、中日本ハイウェイ・パトロール名古屋㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京㈱、中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス東名㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス中央㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋㈱、中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸㈱、NEXCO 中日本サービス㈱、中日本高速技術マーケティング㈱、(同)NEXCO 中日本インベストメント、NEXCO Highway Solutions of America Inc.、NEXCO-CENTRAL Philippines Inc.、(株)オアシスパーク、中日本ハイウェイ・リテール㈱、中日本ハイウェイ・アドバンス㈱、中日本商業設備管理㈱、艾客思國際股份有限公司、中日本高速オートサービス㈱、(株)ヨット、NEXCO 日本開発㈱、箱根ターンパイク㈱

##### ② 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

- ・持分法適用の関連会社の数 8社
- ・会社の名称 北陸高速道路ターミナル㈱、(株)NEXCO システムソリューションズ、(株)高速道路総合技術研究所、(株)NEXCO 保険サービス、高速道路トールテクノロジー㈱、日本高速道路インターナショナル㈱、中日本ファームすずなり㈱、(株)デーロス・ジャパン

##### ② 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

##### ③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券  
償却原価法（定額法）によっております。
- ・その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。  
市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛道路資産  
個別法による原価法によっております。  
なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。  
また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。
- ・商品、製品、仕掛品  
主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
- ・原材料、貯蔵品  
主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～50年
構築物	3年～60年
機械及び装置	4年～17年

  
また、当社が日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- 定額法によっております。  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 仕掛道路損失引当金

将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当連結会計年度末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は次のとおりであります。

イ. 高速道路事業

高速道路事業においては、高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っております。  
料金収入は、顧客が当社の管理する道路を通行した時点で収益を認識しております。なお、ETCマイレージサービス制度に係る将来の無料走行に使用できるポイント等を付与した場合、当該ポイント等にて追加のサービスを顧客に提供したものと、将来、当該サービスが顧客に移転した時に履行義務が充足するものとして収益を認識

しております。

道路資産完成高は、高速道路事業等会計規則（2005年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した時点で収益を認識しております。

ロ、休憩所事業

休憩所事業においては、高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っております。

休憩所事業収入は、主に高速道路のサービスエリア等における商業施設及び敷地を賃貸しており、通常の賃貸借取引に係る方法により収益を認識しております。

ハ、その他（関連）事業

受託業務においては、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく業務を行っており、主として、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。また、進捗度の測定は、発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づいております。ただし、契約における取引開始日から履行義務の全部を充足すると見込まれる時点までの期間が短い等、重要性が乏しい場合は、引渡時点において履行義務が充足されたものとして収益を認識しております。また、当該契約の着手前に請求する場合があります。その場合は、履行義務が充足する前に入金される場合があります。

受託業務以外においては、主に高速道路事業に関連する商品等の販売事業を行っております。このような商品等の販売については、顧客に対する役務の完了や商品の引渡時点で収益を認識しております。なお、商品販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したのものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ、繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

ロ、退職給付に係る会計処理の方法

ア、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

イ、数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

ウ、小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ハ、重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

二、重要なヘッジ会計の方法

ア、ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

イ、ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債、外貨建借入金

ウ、ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

エ、ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

ホ、のれんの償却方法及び償却期間

のれん及び2010年3月31日以前に発生した負ののれんは、効果の発現期間が見積り可能なものはその期間とし、それ以外については、5年間の償却としております。ただし、金額が僅少なものは、発生年度に全額償却しております。

(5) 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- ① 前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産受贈益」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度における「固定資産受贈益」の金額は3百万円であります。
- ② 前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「物品売却損」(当連結会計年度6百万円)及び「支払補償費」(当連結会計年度0百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示することとしました。
- ③ 前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度における「為替差損」の金額は7百万円であります。

(6) 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
減損損失 一百万円、固定資産 305,150百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

収益性が低下した資産グループについては、回収可能価額まで減損損失を計上しております。回収可能価額は使用価値により測定しております。

当連結会計年度においては、資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

なお、将来キャッシュ・フローは、中期経営計画やその後の事業展開などを考慮し見積りを行っております。

ロ. 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りの基礎となる中期経営計画の算定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画など様々な要素を勘案しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

中期経営計画における前提条件が変動することにより、結果として、翌連結会計年度において固定資産の減損損失を認識する可能性があります。

(繰延税金資産の回収可能性)

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額  
繰延税金資産(純額) 925百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

なお、課税所得の見積りは、中期経営計画を基に見積りを行っております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画の算定にあたっては、過去の実績、現下の状況、将来の交通需要や投資計画など様々な要素を勘案しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

中期経営計画における前提条件が変動することにより、結果として、翌連結会計年度において繰延税金資産の取崩しが発生する可能性があります。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

- ① 道路建設関係社債 1,959,126百万円（額面額1,959,126百万円）
- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債に係る債務 719,572百万円

なお、上記の他、「投資有価証券」0百万円、「投資その他の資産 その他」27百万円を担保に供しております。

### (2) 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- ① 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(国からの借入金、(独)日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)に係る債務については、(独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)と連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 120,000百万円

- ② 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を(独)日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構 719,572百万円

なお、上記引渡しにより、当連結会計年度で道路建設関係社債が454,325百万円(額面額)、道路建設関係長期借入金が33,000百万円減少しております。

### (3) 有形固定資産の圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

建物	45百万円
構築物	27百万円
機械及び装置	188百万円
車両運搬具	24百万円
工具、器具及び備品	23百万円
合計	309百万円

### 3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数  
普通株式

130,000,000株

### 4. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

##### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については社債及び借入金による方針であり、調達実績における償還期間は原則として10年以内としております。

##### ② 金融商品の内容及びそのリスク

高速道路事業営業未収入金、未収入金及び契約資産は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスクに晒されております。高速道路事業営業未払金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。長期借入金は、会社資産の設備投資に係る資金調達及び国から受託した工事に係る資金調達を目的としたものであります。

道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する資金のうち、道路整備特別措置法第51条第2項から第4項の規定に基づき工事完了時等により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構に帰属することとなる道路資産に係る建設資金であります。変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

外貨建社債及び外貨建借入金については、為替変動リスク及び金利変動リスクに晒されており、社債発行時及び借入実行時に、通貨スワップ及び金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には、通貨スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である社債及び借入金に振当処理を行っているもの及び金利スワップ取引をヘッジ手段として、特例処理を行っているものがあります。

##### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

#### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

高速道路事業営業未収入金、未収入金及び契約資産については、各部署が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制となっております。

道路建設関係長期借入金のうち、変動金利による借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部に一定の条件下で繰上償還ができる旨の条項を盛り込む等して管理しております。

#### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券は、定期的に時価や発行体の財務状況を確認しております。

外貨建社債及び外貨建借入金は、為替変動リスク及び金利変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引を行っております。

#### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が定期的に資金計画及び資金繰表を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

#### ニ. デリバティブ取引

デリバティブ取引は、当社グループの内規に基づき、リスク回避の目的以外のものを禁止しており、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を充たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

##### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動する場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	602	598	△4
資産計	602	598	△4
(1) 道路建設関係社債 (1年内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	1,959,126	1,909,737	△49,389
(2) 道路建設関係長期借入金 (1年内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	153,630	152,466	△1,164
(3) 長期借入金 (1年内に返済予定の長期借入金を含む)	50,000	47,613	△2,386
負債計	2,162,757	2,109,817	△52,940

(\*1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、「高速道路事業営業未収入金」「未収入金及び契約資産」「高速道路事業営業未払金」「未払金」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価額のない株式等は、「(1) 投資有価証券」に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度
非上場株式	9,431 百万円

(\*3) デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	403	—	—	403
資産計	403	—	—	403

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2026年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的有価証券				
国債・地方債等	97	—	—	97
社債	96	—	—	96
資産計	194	—	—	194
道路建設関係社債 (1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)	—	1,909,737	—	1,909,737
道路建設関係長期借入金 (1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)	—	152,466	—	152,466
長期借入金 (1年以内に返済予定の長期借入金を含む)	—	47,613	—	47,613
負債計	—	2,109,817	—	2,109,817

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債・地方債等及び社債の時価は、相場価格を用いて評価しております。活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

道路建設関係社債

当社の発行する社債の時価は主として市場価格に基づき算定しております。市場での取引頻度が低く活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金、長期借入金

変動金利による長期借入金の時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、当該帳簿価額によっております。固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらは、活発な市場における相場価格と認められないため、レベル2の時価に分類しております。

5. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、高速道路のサービスエリア、パーキングエリア（以下「サービスエリア等」と言います。）において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸商業施設、賃貸用敷地を所有しております。

一部のサービスエリア等については、連結子会社中日本エクシス㈱が当社から賃貸商業施設を借り受け、その一部を当社グループ外のテナントに転貸するとともに、それ以外の場所については、連結子会社が小売店、無料休憩所として使用しております。

このため、一部のサービスエリア等は賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価
賃貸等不動産	8,052	8,373
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	129,504	103,429

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連）事業	
料金収入	705,430	—	—	705,430
道路資産完成高	459,296	—	—	459,296
受託業務収入	0	—	33,529	33,530
その他	1,263	11,499	5,581	18,344
顧客との契約から生じた収益	1,165,991	11,499	39,110	1,216,601
その他の収益	3	24,145	868	25,017
外部顧客への売上高	1,165,994	35,644	39,979	1,241,619

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	当連結会計年度期首 (2025年4月1日)	当連結会計年度末 (2026年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	75,392	135,021
契約資産	65,296	26,058
契約負債	36,034	40,190

契約資産の主なものは、受託業務における工事契約について、期末日時点における進捗度の測定に基づき認識した収益に係る未請求額であり、工事対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債の主なものは、ETC マイレージサービス制度により付与したポイントの未行使分に関するもの及び受託業務における顧客からの前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額に重要性はありません。

また、当連結会計年度において、契約資産が39,238百万円減少した主な理由は、受託業務における工事契約について、期末日時点における進捗度の測定に基づき認識した収益に係る未請求額が減少したことによるものです。

なお、契約負債の残高に重要な変動はありません。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足又は部分的に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2026年3月31日現在、ETC マイレージサービス制度及び受託業務における工事契約等に係る未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は357,322百万円であります。当社は、当該残存履行義務について、ETC マイレージサービス制度により付与したポイントがご利用されるにつれ、又は工事の進捗により履行義務が充足するにつれ、収益を認識することを見込んでおります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,262.83円
1株当たり当期純損失(△)	△2.00円

8. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第 119 回社債
発行総額	金 1,000 億円
利率	年 2.184 パーセント
発行価格	額面 100 円につき金 100 円
払込期日	2026 年 5 月 21 日
償還期日	2031 年 5 月 21 日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路株式会社法第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の事業の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、債券に係る債務が(独)日本高速道路保有・債務返済機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受けがなされた場合、本債券の債権者は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の規定により、(独)日本高速道路保有・債務返済機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

(子会社の設立)

当社は、グループ全体でのDX推進を目的として、(仮称) NEXCO 中日本スマートデジタル株式会社の新規設立を決議しました。

また、グループ全体での障がい者雇用促進を目的として、(仮称) NEXCO 中日本パートナーズ株式会社の新規設立を決議しました。

設立会社の名称 (仮称)	NEXCO 中日本スマートデジタル株式会社
事業の内容	デバイス・ソフトウェア調達、ネットワーク整備、システム運用等
規模 (予定)	資本金 30 百万円
設立の時期 (予定)	2026 年 7 月
取得株式の数 (予定)	60,000 株
取得価額 (予定)	60 百万円
取得後の議決権比率	100.0%

設立会社の名称 (仮称)	NEXCO 中日本パートナーズ株式会社
事業の内容	書類電子化、名刺印刷等
規模 (予定)	資本金 50 百万円
設立の時期 (予定)	2026 年 10 月
取得株式の数 (予定)	10,000 株
取得価額 (予定)	50 百万円
取得後の議決権比率	100.0%

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

秋山修一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

水谷洋隆

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

大谷光尋

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月27日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山修一郎  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷洋隆  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大谷光尋  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中日本高速道路株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、インターネット等を経由した手段も活用しながら、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視、検証及び現地立会確認などするとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内  
部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘  
すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、中央自動車道を跨ぐ橋梁の耐震補強工事の施工不良  
事案の対応については、策定された再発防止策が検証され、社内規程等に反映されたこ  
とを確認しました。

また、2025年4月6日に発生した広域的なETCシステム障害への対応については、  
再発防止策が策定され、危機対応マニュアルを制定するとともに障害発生料金所を利用  
されたお客様には料金を還元する等の措置が講じられたことを確認しました。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年 6月 8日

中日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役 ..... 泉 公 人 ..... 印

常勤監査役 ..... 藤 原 健 治 ..... 印  
(社外監査役)

社外監査役 ..... 川 合 伸 子 ..... 印

社外監査役 ..... 溝 口 敦 子 ..... 印

# 中日本高速道路株式会社 第21回定時株主総会

## (決議事項)

第1号議案	剰余金の処分の件	P1
第2号議案	取締役7名の選任の件	P3
第3号議案	監査役4名の選任の件	P7
第4号議案	退任役員に対する慰労金の贈呈の件	P11

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたく存じます。

高速道路事業に係る損失は高速道路事業積立金を取り崩して処理することといたしたく存じます。

関連事業に係る利益は別途積立金に積み立てることといたしたく存じます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年6月9日法律第100号）第12条第1項第8号の規定に基づく、会社の経営努力による費用の縮減を助長するための助成金に係る利益は繰越利益剰余金といたしたく存じます。

なお、高速道路事業においては将来の道路資産賃借料の確実な支払いをはじめとする的確な事業運営に備える必要が、関連事業においては休憩施設の安全と安心を確保するための設備補修や更新投資等を着実にを行う必要があると認識しております。

これら経営基盤の強化に努めるため、当期における剰余金の配当につきましては、無配とさせていただきたくお願い申し上げます。

### 【剰余金の処分に関する事項】

#### （1）増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金	1,574,780,807円
繰越利益剰余金	1,298,613,106円

#### （2）減少する剰余金の項目及びその額

高速道路事業積立金	2,873,393,913円
-----------	----------------



## 第2号議案 取締役7名の選任の件

取締役全員7名は、第21回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、別紙のとおりであります。

別紙

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	みずの あきひさ <b>水野 明久</b> (昭和28年6月13日生)	昭和53年4月 中部電力株式会社 入社 平成20年6月 同 取締役 専務執行役員 経営戦略本部長 平成21年6月 同 代表取締役 副社長執行役員 平成22年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員 平成27年6月 同 代表取締役会長 令和2年4月 同 取締役 相談役 令和2年6月 同 相談役(現) 令和6年6月 当社 取締役会長(現)  【重要な兼職の状況】 名古屋鉄道株式会社 社外監査役	0株
2	なわた ただし <b>縄田 正</b> (昭和33年3月20日生)	昭和58年4月 建設省(現国土交通省) 入省 平成24年9月 東日本高速道路株式会社 経営企画本部 本部付部長 平成25年6月 同 執行役員 平成26年7月 国土交通省 東北地方整備局長 平成27年7月 環境省 放射性物質汚染対処技術統括官 平成29年7月 同 環境再生・資源循環局長 平成30年11月 東京海上日動株式会社 顧問 令和2年9月 一般社団法人日本橋梁建設協会 副会長・専務理事 令和4年6月 当社 代表取締役 専務執行役員 建設企画本部長 令和6年6月 同 代表取締役社長 CEO兼COO(現)	0株
3	まつい やすゆき <b>松井 保幸</b> (昭和39年11月23日生)	昭和62年4月 日本道路公団 入社 平成30年6月 当社 経営企画本部 経営企画部長 令和3年6月 同 執行役員 東京支社長 兼 東京オリンピック・パラリンピック担当 令和6年6月 同 取締役 常務執行役員 経営企画本部長 兼 情報セキュリティ統括担当(CISO) 兼 グループCISO 令和7年6月 同 代表取締役 専務執行役員 社長補佐 経営企画本部長 兼 情報セキュリティ統括担当(CISO) 兼 グループCISO(現)	0株
4	こさか たかお <b>小坂 卓生</b> (昭和38年9月18日生)	昭和62年4月 日本道路公団 入社 平成30年6月 当社 総務本部 人事部長 令和2年6月 同 執行役員 総務本部 人事部長 令和5年6月 同 常務執行役員 総務本部 人事部長 令和6年6月 同 常務執行役員 総務本部副部長(人事担当) 兼 人事部長 令和7年6月 同 取締役 常務執行役員 事業開発・推進本部長 兼 総務本部副部長(人事担当)(現)	0株
5	むた ひろしげ <b>牟田 広繁</b> (昭和38年12月3日生)	昭和61年4月 日本道路公団 入社 平成29年6月 当社 技術・建設本部 建設企画部長 令和2年6月 中日本ハイウェイ・メンテナンス東名株式会社 代表取締役社長 令和4年6月 当社 執行役員 技術本部長 兼 経営企画本部副部長(生産性向上担当) 令和7年6月 同 取締役 常務執行役員 建設企画本部長(現)	0株
6	せきや とみひこ <b>関谷 富彦</b> (昭和40年3月13日生)	平成元年4月 日本道路公団 入社 令和元年6月 当社 保全企画本部 保全担当部長 令和3年7月 兼 保全企画本部 i-MOVEMENT 推進室長 令和4年1月 兼 社長COO付防災担当部長 兼務解除 保全企画本部 i-MOVEMENT 推進室長 令和4年6月 同 執行役員 中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社 代表取締役社長 令和7年6月 同 取締役 常務執行役員 保全企画本部長(現)	0株
7	みつやす たつや <b>光安 達也</b> (昭和46年12月27日生)	平成8年4月 建設省(現国土交通省) 入省 令和2年7月 同 都市局 まちづくり推進課長 令和4年7月 同 総合政策局 環境政策課長 令和5年7月 復興庁 統括官付参事官 令和5年7月 国土交通省 大臣官房付参事官 (併) 復興庁 統括官付参事官 令和7年7月 同 都市局 総務課長(現)	0株

- 注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 候補者水野明久氏は、会社法第2条第15号に定めのある社外取締役候補者です。  
 また、水野明久氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年となります。  
 3. 候補者水野明久氏は、中部電力株式会社 代表取締役副社長執行役員、代表取締役

社長執行役員及び代表取締役会長などを歴任されたことにより培われた豊富な経験と高い識見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくことを期待できることから、引き続き選任をお願いするものです。

4. 当社は、水野明久氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。候補者水野明久氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定です。  
ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は会社法430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者の選任が承認された場合、選任された各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。



### 第3号議案 監査役4名の選任の件

監査役全員4名は、第21回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、別紙のとおりであります。

別紙

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
1	はまさき ひろあき 濱崎 裕昭 (昭和41年11月18日生)	平成元年4月 日本道路公団 入社 令和2年7月 当社 関連事業本部 事業創造部長 令和6年6月 中日本エクス株式会社 代表取締役社長 令和7年6月 当社 執行役員 中日本エクス株式会社 代表取締役社長(現)	0株
2	やまもと しんき 山本 信基 (昭和44年3月7日生)	平成4年4月 三井海上火災保険株式会社 (現三井住友海上火災保険株式会社) 入社 平成30年4月 三井住友海上火災保険株式会社 中部本部 三重自動車営業部長 令和3年4月 同 中部本部 三重支店長 令和6年3月 同 三重支店長 兼 四日市第二支社長 令和6年4月 同 理事 神戸自動車営業部長 令和8年4月 同 公務第一部 開発顧問(現)	0株
3	かわい のぶこ 川合 伸子 (昭和36年12月5日生)	平成4年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 西村眞田法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所 平成10年4月 川合伸子法律事務所開設・代表(現) 平成21年4月 愛知県弁護士会 副会長 平成24年4月 国立大学法人 名古屋大学大学院法学研究科 教授(実務家教員) 令和4年6月 当社 監査役(現) 令和7年4月 愛知県弁護士会 会長 令和7年4月 日本弁護士連合会 副会長 【重要な兼職の状況】 川合伸子法律事務所 代表 菊水化学工業株式会社 社外取締役	0株
4	みぞぐち あつこ 溝口 敦子 (昭和49年9月28日生)	平成15年4月 名古屋大学大学院工学研究科 助手 平成16年4月 独立行政法人 国立高等専門学校機構 松江工業高等専門学校 助手 平成18年4月 名城大学理工学部 講師 平成19年4月 同 助教 平成22年4月 同 准教授 平成29年4月 同 教授(現) 令和2年3月 東北大学災害科学国際研究所 教授(クロスアポイントメント)(現) 令和4年6月 当社 監査役(現) 【重要な兼職の状況】 名城大学理工学部 教授 東北大学災害科学国際研究所 教授(クロスアポイントメント) 国土交通省 国土審議会水資源開発分科会 豊川部会 専門委員 国土交通省水管理・国土保全局 土砂・流木を考慮した中小河川の水害リスク評価に関する技術検討会 委員 公益社団法人 土木学会 応用力学委員会 環境・エネルギー・防災の流体力学研究小委員会 委員長 公益社団法人 土木学会 水工学委員会 基礎水理部会 部会長	0株

- 注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 山本信基氏、川合伸子氏及び溝口敦子氏の3氏は、会社法第2条第16号に定めのある社外監査役候補者です。また、川合伸子氏及び溝口敦子氏は、現に当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年になります。
3. 候補者山本信基氏は、三井住友海上火災保険株式会社中部本部三重自動車営業部長、同中部本部三重支店長兼四日市第二支社長、同理事神戸自動車営業部長などを歴任し、豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 候補者川合伸子氏は、川合伸子法律事務所代表のほか、菊水化学工業株式会社社外取締役を務めるとともに、国立大学法人名古屋大学大学院法学研究科教授(実務家教員)、愛知県弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長などを歴任し、豊富な経験と

幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

5. 候補者溝口敦子氏は、名城大学理工学部教授のほか、東北大学災害科学国際研究所教授（クロスアポイントメント）、国土交通省及び公益社団法人土木学会の各種委員会委員など多数の要職を務めており、豊富な経験と幅広い識見から、当社の社外監査役に適任であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。
6. 各候補者の選任が承認された場合、当社は、選任された各候補者との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当社は、川合伸子氏及び溝口敦子氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。候補者川合伸子氏及び候補者溝口敦子氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
7. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者の選任が承認された場合、選任された各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。



#### 第4号議案 退任役員に対する慰労金の贈呈の件

1. 第21回定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます  
浅野<sup>あさの たかひろ</sup> 敬広 氏に対する退職慰労金については、役員報酬・退職慰労  
金規程第9条の2第3項の規定に基づき、支給しません。

2. 第21回定時株主総会終結の時をもって、監査役を退任されます  
泉<sup>いずみ きみと</sup> 公人氏及び藤原<sup>ふじわら けんじ</sup> 健治氏に対して、在任中の功労に報いるため、  
当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈  
呈することといたしたく存じます。

なお、具体的金額及び支払時期については、監査役会にご一任い  
ただきたく存じます。

氏 名	略 歴
泉 公人	令和4年6月27日 当社監査役 現在に至る
藤原 健治	令和4年6月27日 当社監査役 現在に至る